

企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う
食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（案）
（平成 25 年〇月〇日食品安全委員会決定）

企画等専門調査会は、以下に掲げる選定基準に該当するものの中から、国民の健康への影響の程度に照らして食品健康影響評価の実施の優先度が高いと考えられるものを食品健康影響評価対象候補（以下「案件候補」という。）として選定し、食品安全委員会に報告する。

当該選定に当たっては、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況にも配慮するものとする。

案件候補の選定基準

次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

- （1）健康被害が生じており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。
- （2）健康被害は生じていないが、今後生じるおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。

企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方(平成16年6月17日食品安全委員会決定)
 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方 (平成25年〇月〇日食品安全委員会決定)</p> <p>企画等専門調査会は、以下に掲げる選定基準に該当するものの中から、国民の健康への影響の程度に照らして食品健康影響評価の実施の優先度が高いと考えられるものを食品健康影響評価対象候補(以下「案件候補」という。)として選定し、食品安全委員会に報告する。 <u>当該選定に当たっては、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況にも配慮するものとする。<現行の(2)に対応></u></p> <p>案件候補の選定基準</p> <p>次に掲げる要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 健康被害が生じており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。</p>	<p>企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方 (平成16年6月17日食品安全委員会決定) 最終改正:平成23年10月1日</p> <p>企画等専門調査会は、(1)の選定基準に掲げるいずれかの要件に該当するものの中から食品健康影響評価の優先度が高いと考えられるものを食品健康影響評価対象候補(以下「案件候補」という。)として選定し、食品安全委員会に報告する。 なお、上記の優先度は、国民の健康への影響の程度に照らして判断することを基本とするが、(2)に掲げる事由にも配慮して決定するものとする。</p> <p>(1) 案件候補の選定基準</p> <p>① 国民の健康への影響が大きいと考えられるもの 現在健康被害が生じていないが、今後被害が生じるおそれのあ</p>

<趣旨>

現行の（１）②に対応

科学的知見が不十分であるため、適切なリスク管理措置が実施されていない状況にあるもの。危害要因等が十分に把握されているようなものは除く。

（２）健康被害は生じていないが、今後生じるおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。

<趣旨>

現行の（１）の①に対応。

健康被害発生の未然防止のため、リスク評価の必要性の高いもの。

るもの、又は現在健康被害が顕在化していないが、今後被害の拡大が想定されるものを含む。

② 危害要因等の把握の必要性が高いもの
健康被害が生じているが、科学的知見が不十分であり、危害要因等の把握の必要性が高いもの。

（２）案件候補の選定に当たっての配慮事由

① 評価ニーズが特に高いと判断される場合
食の安全ダイヤルなどに寄せられた情報等から国民の評価ニーズが特に高いと判断される場合

② 科学的知見が充足されている場合
食品健康影響評価を実施するに足る科学的知見があると判断される場合

**企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う
食品健康影響評価対象候補の選定の考え方
(平成16年6月17日食品安全委員会決定)**

最終改正：平成23年10月1日

企画等専門調査会は、(1)の選定基準に掲げるいずれかの要件に該当するものの中から食品健康影響評価の優先度が高いと考えられるものを食品健康影響評価対象候補（以下「案件候補」という。）として選定し、食品安全委員会に報告する。

なお、上記の優先度は、国民の健康への影響の程度に照らして判断することを基本とするが、(2)に掲げる事由にも配慮して決定するものとする。

(1) 案件候補の選定基準

① 国民の健康への影響が大きいと考えられるもの

現在健康被害が生じていないが、今後被害が生じるおそれのあるもの、又は現在健康被害が顕在化していないが、今後被害の拡大が想定されるものを含む。

② 危害要因等の把握の必要性が高いもの

健康被害が生じているが、科学的知見が不十分であり、危害要因等の把握の必要性が高いもの。

(2) 案件候補の選定に当たっての配慮事由

① 評価ニーズが特に高いと判断される場合

食の安全ダイヤルなどに寄せられた情報等から国民の評価ニーズが特に高いと判断される場合

② 科学的知見が充足されている場合

食品健康影響評価を実施するに足る科学的知見があると判断される場合